

令和 6 年度指導監査方針

要旨

(今年度の特徴)

- ・ 基本的な内容は例年どおり。

(基本的事項)

- ・ 指導の形態は「集団指導」と、事業所、施設との面談方式により行う「運営指導（令和 5 年度までの名称は「実地指導）」の 2 つとしているが、「集団指導」は本資料掲載に代えることとする。
- ・ 「運営指導」については、「6 運営指導」のとおり。
- ・ 対象選定は、1 事業所あたり 3 年に 1 回を目安としているが、第三者評価を定期的に受診していれば、6 年に 1 回を目安としている。
- ・ ただし、すでに指定を受けている事業所がサービスの追加を予定している場合等、特に指導が必要な事業所については、3 年、6 年の目安にかかわらず、適宜運営指導を行い、既指定サービスが適正に実施されているかを確認することがある。
- ・ また、障害者虐待防止法に基づく、虐待の通報があった場合や不正行為の通報があった場合にも確認・指導のため実施することがある。

(重要事項)

- ・ 通常は、運営指導において基準違反・報酬算定誤りなどの改善を要すると認められた事項については、文書で指摘し改善報告書の提出を求める。
- ・ また、報酬算定誤りがある場合は、過去に遡って同様の算定誤りがないか、事業者で確認していただき、自主的に返還していただくこととなる。
- ・ 過去に、本府において、監査の結果、人員基準違反が判明し、違反を隠すために虚偽の報告を行うとともに、不正な手段により給付費を請求したことから、事業所の取り消し処分に至った事例がある。
- ・ 誤りがないよう、基準条例や関係法令について、日々の業務の点検を行うとともに、誤りがあった場合については、自ら改善いただき、また府の報告の指示に対しては正しく報告いただくようお願いする。

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等の指導監査方針について

部分修正・追加

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害福祉サービス等事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 根拠法令等

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成19年6月1日制定）
- ・指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成19年6月1日制定）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・指定障害児通所支援等事業者等指導要綱（平成27年5月25日制定）
- ・指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（平成27年5月25日制定）

3 対象

指定障害者支援施設設置者、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児入所施設（指定発達支援医療機関除く。）設置者、指定障害児通所支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）

4 指導の形態

(1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費（以下「障害児支援給付費」という。）に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

事業所等において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

5 集団指導

障害福祉サービス事業者等を対象に年1回実施する。

6 運営指導

(1) 対象選定方法

対象事業所等の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、

3年に1回を目安として、「(4)指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する障害福祉サービス事業者等が開設する事業所等についても、原則として運営指導の対象とする。

(2)指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3)指導日数

①指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設：原則1日

②①以外：原則半日（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）

(4)指導の重点事項

ア 法令遵守事項

(ア)人員、設備及び運営の状況

- a 必要なサービス提供人員の配置状況
- b サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
- c 利用者等に求めることができる金銭の範囲
- d 個別支援計画の作成の状況
- e 業務継続計画等の作成
感染症や非常災害下で業務が中断することがないように業務継続計画を策定
- f 感染対策のための体制整備・指針の策定
委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施
- g 非常災害対策、感染症等対策の状況
防火、防災（水害・土砂等）及び防犯対策（防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定）の徹底
- h 苦情解決体制の整備状況
- i 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）
- j 個人情報の適切な取扱い
- k ハラスメント対策
- l 虐待防止の事業所内の体制整備と職員研修の実施 等
責任者の設置、委員会の開催、研修の実施

(イ)その他

今般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例の適用

障害福祉サービス等情報公表システム上の報告状況 等

イ 報酬等請求事項

自立支援給付又は障害児支援給付費の算定等

ウ サービス提供事項

- (ア) 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進
- (イ) 障害児者虐待及び身体拘束についての認識の普及
- (ウ) 障害児者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
- (エ) 障害児者虐待防止及び身体拘束の適正化に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進

7 監査

(1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は相談支援事業所等へ寄せられる苦情、自立支援給付費又は障害児支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者等、**運営**指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、**運営**指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

(2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

8 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘

運営指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該障害福祉サービス事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

(2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導において障害福祉サービス等の内容並びに自立支援給付費、障害児支援給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、自立支援給付費又は障害児支援給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容及び改善の可能性等を勘案して(1)の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

(4) 業務改善命令

(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間及び内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

(5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性並びに改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定等を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

(6)加算金

指導・監査の結果、自立支援給付費又は障害児支援給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他不正の行為により自立支援給付費又は障害児支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

(7)公表

(3)の勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

(8)聴聞等

(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

(9)刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 実施計画

(1)集団指導

資料を京都府ホームページに掲載し、事業所から閲覧状況の報告を受ける。

(2)運営指導

令和6年4月から令和7年3月まで